

バーチャル社会がもたらした弊害が指摘された事例

1 子どもを被害者とする犯罪

女兒わいせつ目的誘拐、殺人未遂事件

22歳の男が、小学5年生の女兒を誘拐し、わいせつ行為をした後、ビルの空き室でカッターナイフで胸部を切り付けた上、首を絞め、ロープで縛ったままトイレ内に放置した事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 被疑者は、中学生になったころから女性の体に対する興味が異常なまでに強くなり、コミック誌の内容を参考にして、小学校低学年の女の子なら刃物で脅せば自分の意のままに性的欲求を満足させられると考え、中学3年生から強制わいせつ事件を起こすようになった。
- ・ 誘拐の際には、被害者を弄んでいるが、これは、以前読んだコミック誌に男性が女の子に浣腸した後で同女に便が出るのを我慢させて弄ぶ場面があったのを思い出したからである。
- ・ 被害者の裸を見て、コミック誌に女の子の身体に針を刺す場面があったのを思い出し、被害者をさらに虐待した。

女兒わいせつ目的誘拐、強制わいせつ事件

25歳の男が、3回にわたって、7歳から9歳までの女兒を無理矢理自己の自動車内に押し込んで、わいせつ行為をし、その状況をデジタルカメラで撮影し、その画像をパソコンに取り込んで性的趣向を満たすコレクションとしていた事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 被疑者は、小児性愛者として、女兒に対し異常な性的執着心を持ち、幼女の裸体、成人男子と幼女との性交等の性的虐待に興じた場面を撮

影したわいせつ写真雑誌、同漫画本を多数収集するなどして自らの性的快楽を得ていた。

- ・ ノート型パソコン、外付けハードディスク等を購入し、小児性愛に関するインターネット記事の閲覧に興じ、主として10歳前後と史料される女兒に対し、成人男子が性交等の性的虐待に興じた場面や女兒の裸体画像等を外付けハードディスク内に多数取り込み収集して自己の性的快楽を追求していた。

女兒わいせつ目的誘拐、殺人事件

36歳の男が、小学1年生の女兒をわいせつ目的で誘拐し、自宅で殺害後、被害者の携帯電話から、被害者の母親に電話をかけて不安を煽るとともに、女兒の写真を送信するなどした事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 被疑者は、高校2年生のときに、アダルトアニメのビデオ（両親の留守中に兄が若年の妹とセックスをするなどの内容のもの）を見て、その後、年少女兒が性の対象としてうつるようになった。
- ・ 年少女兒を対象にセックス等をする場面が描写されたコミック本やビデオを買い求めたり、インターネットのサイトから年少女兒の裸の写真等をダウンロードして自己の携帯電話に保存するなどし、これらコミック等を見ては年少女兒とセックスなどをしている場面を想像しながら自慰行為をするなどしていた。

【関連法令】

わいせつ目的略取誘拐（刑法第225条）

わいせつの目的で人を略取又は誘拐する罪。1年以上10年以下の懲役

強制わいせつ（刑法第176条）

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をする罪。6月以上7年以下の懲役

児童買春・児童ポルノ製造事件

42歳の男が、被害少女（15歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金の供与を約束してホテルにおいて同児童と性交し（児童買春）、さらにその状況をビデオカメラで撮影して同児童に係る児童ポルノを製造した事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 被疑者は、インターネット上の「闇の職業安定所」と称するホームページに、「ヌードモデル（基本的にハメ撮りです）を募集しています」などとしてモデル募集のサイトを開設していたもの。
- ・ 被害少女は、携帯電話でこのサイトにアクセスし、被疑者と知り合い、被害に遭ったもの。

児童買春事件

40歳の男が、被害少女（15歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金を供与してホテルにおいて同児童と性交（児童買春）した事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 被害少女は、携帯電話のサイトでモデル募集をしていたので応募したが、実際には売春を目的としたモデルクラブであり、撮影会の時に被疑者と知り合い被害に遭ったもの。

【関連法令】

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

- ・ 児童買春。5年以下の懲役又は300万円以下の罰金。
- ・ 児童ポルノ（提供、提供目的での製造、提供目的での運搬、単なる製造）。3年以下の懲役又は300万円以下の罰金。

児童福祉法違反事件

32歳の男が、自分が経営するデリバリーヘルスの従業員として雇い入れた被害少女（16歳）が18歳に満たない児童であることを知りながら、遊客を売春の相手として紹介し、性交させ児童に淫行させた事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 被害少女は、携帯電話の風俗求人サイトに「デリヘルで働きたい」と書込みをしたもの。

【関連法令】

児童福祉法

- ・ 児童に淫行をさせる行為。10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又は併科。

青少年健全育成条例違反事件

37歳の男が、被害少女2人（いずれも16歳）から、自慰するため、それぞれが着用していた下着を買い取った事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 被害少女が、インターネットのサイト上に、「女性16歳 千葉 買って下着」と書込みをしたもの。

【関連法令】

同県青少年健全育成条例

- ・ 青少年（18歳未満）から着用済み下着等（青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当

すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。)の買受け等が禁止されている。30万円以下の罰金又は科料。

2 子どもによる犯罪

警察官襲撃事件

中学3年生(15歳)の男子生徒が、けん銃を強取することを企て、制服でパトロール中の警察官に道を尋ねるふりをして後方から声を掛け、警察官が振り向いて道を教えようとした途端、胸部を目がけて、バタフライナイフを突き刺した強盗殺人未遂事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 少年が空想を拡大させ、バタフライナイフを用いて警察官を襲い、けん銃を奪おうという思いを膨らませてきたのは、一つには、成長過程の中で、事象を直視し、物事を冷静かつ論理的に判断した上で行動するといった能力が未発達なまま成長してきたこと、もう一つには、従前から興味の範囲が格闘型のアニメーションやテレビゲーム、空想科学や死を扱った映像・書籍等といったものに集中し、これらの媒体で描写される刺激的な場面等に影響されやすかったことによるとみられる。そのような少年は、仮想と現実との混乱の中で、けん銃を使用することによる自己存在感や自我拡大感を追い求めて、さしたる規範的抵抗を感じないまま本件に至ったものとみられる。

一家6人殺傷事件

高校1年生(15歳)の男子生徒が、被害家庭の祖父から風呂を覗いたと注意されたことから、サバイバルナイフで同家庭の3人を殺害し、3人に傷害を負わせた事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 少年は、中学1年生頃から、殺戮などの残虐な場面が繰り返される内容のテレビゲームや映画に夢中になり、日頃の抑圧や不安を解消するとともに、犬や猫を虐待するようになった。
- ・ 非行を決意したことについては、日頃から残虐なテレビゲームを映画の影響を強く受けて殺人に対する抵抗性が低くなっていたことも一

つの要因となっていると考えられる。

(このほか、少年の人格が年齢不相応に未熟であるために生じたものであるが、このような人格が形成されたのは、家庭・養育環境が重大な影響を及ぼしていると思われる旨指摘。)

高速バス乗っ取り事件

無職少年（１７歳）が、牛刀を所持して高速旅客バスを乗っ取り、
３人の乗客を死傷させた事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 少年は、自室にこもって、インターネットにふけり、殺人や死体などの残虐な場面を見て、実際にやってみたい、犯罪を実行しようという気持ちを持つようになった。

実妹殴打殺人未遂事件

中学３年生（１４歳）の男子生徒が、自宅において、鉄製棒で実妹の頭部等を数回殴打し、傷害を与えた事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 本件は、幼児期より家族の跡継ぎとして親や地域に期待されてきたことなどのストレスを感じてきた少年が、思春期にさしかかり、学業や人間関係に行き詰まりを覚えて人間不信に陥り、人に殺されたり人を殺したりする悪夢による不眠に相当期間悩まされていたところ、殺人に関するホームページ等に触発されて、些細なきっかけで敢行した。

小学校における同級生殺人事件

小学６年生（１１歳）の女子児童が、小学校教室内において、カッターナイフで同級生の首等を切りつけ、殺害した事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 少年は、交換ノートやインターネット上に記載した内容を見ているうちに、自分のことを馬鹿にし、批判しているように感じて立腹し、怒りを募らせた挙げ句、殺害しようと決意した。
- ・ 認知面、情緒面に偏りがあり、不快感情、特に怒りについては回避するか相手を攻撃するかという両極端な対処行動しか持たないといった人格特性を有するとともに、傾倒していたホラー小説等の影響により、攻撃的な自我を肥大化させていた。

小学校における教職員殺人事件

無職少年（17歳）が、小学校を訪問し、応対した教諭ら3名を包丁で殺傷した事件

【バーチャル社会がもたらしたと考えられる弊害】

- ・ 少年は、不登校となった頃から、インターネット上で紹介されている死体の写真や猟奇的な殺人事件等に興味を持つようになり、神戸市における連続児童殺傷事件に特に強い関心を寄せたりしていた。
- ・ 中学校卒業後も死体や猟奇的な殺人事件等に対する興味も続いており、インターネットで人が刃物で首を切断されて殺害される動画や腐乱死体の映像を見たり、死体の写真集や残酷な処刑方法を紹介する書籍を購入し、さらに、包丁を買い求めて自室に隠し持ったりしたこともあった。